



# 税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<https://zeisou.net/>

第 224 号

令和 4 年 5 月 1 日

税相だより  
発行協力会

北九州市小倉北区  
紺屋町13-1  
毎日西部会館4F  
TEL 531-2431



## 皿倉山ケーブルカー

西日本最長級のケーブルカー。山麓駅から山上駅まで全長1,100m、標高差440mあまりの緑の中を約6分間で結びます。全面ガラス貼りの車窓からは刻々と変わる見事なパノラマ景観が楽しめます。

「4月～10月」10:00～22:00 (上り最終21:20)

「11月～3月」10:00～20:00 (上り最終19:20)

※スロープカーは、ケーブルカー最終便10分前に終了

※新型コロナウイルス感染状況及び台風等荒天時は運行時間の変更・運休などの可能性があります。ご了承ください。

☆運休日・毎週火曜日(祝日除く)及び6月第一月～金曜の5日間(一年点検)

## ● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

# 電子帳簿保存法が改正されました

電子帳簿保存法（令和4年1月1日施行）

～国税関係帳簿・国税関係書類・電子取引～

主に“電子取引のデータはそのままデータで7年間保存”という改正です。



## 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の概要

所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められていますが、同様の取引情報を「電子取引」により授受した場合には、その『取引情報』に係る電磁的記録を一定の方法により保存しなければならないこととされています。

「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。具体的には、EDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含みます。)インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

『取引情報』とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

## 一定の方法とは・・・真実性や可視性の確保

- ・電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け(自社開発のプログラムを使用する場合に限りです。)
- ・見読可能装置の備付け等
- ・検索機能の確保

次のいずれかの措置を行う

一 タイムスタンプが付された後の授受

二 速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す

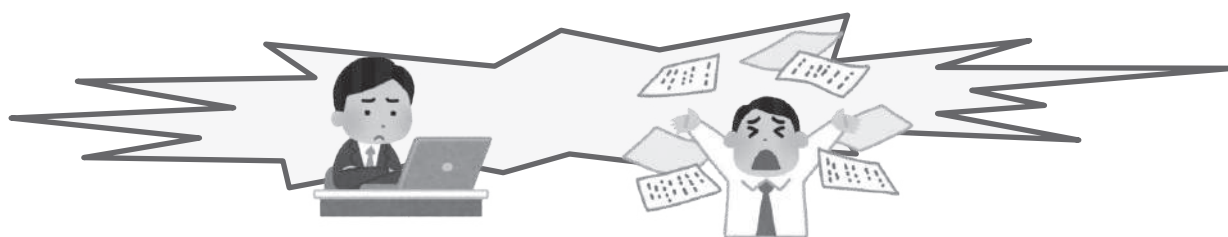
※ 括弧書の取扱いは、取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。

三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用

四 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

国税庁 電子帳簿保存法一問一答より抜粋

※この電子帳簿保存法はかなり複雑な内容になっており、現在進行形で補足等が行われています。



## 2年間の猶予～「やむを得ない事情」～

令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。

令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要になります。



## 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が変わります

居住年が令和4年以後から住宅ローン控除率が**1%→0.7%**へ引き下げられます。  
 一般的な住宅の借入限度額が「**3,000万円**」に引き下げられます。  
 所得要件が「**3,000万円から2,000万円**」に引き下げられます。

取得の日から6か月以内に居住、住宅の床面積が50平方メートル以上、2分の1以上が居住用、10年以上のローン等は変わっていません。

(新築で2023年までに建築確認を取得した40㎡~50㎡の所得要件1,000万円以下の特例別途有)

### 一般的な住宅

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000 万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000 万円		10年

### 認定住宅等

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和4年・令和5年	5,000 万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500 万円		
ZEH水準 省エネ住宅	令和4年・令和5年	4,500 万円		
	令和6年・令和7年	3,500 万円		
省エネ基準 適合住宅	令和4年・令和5年	4,000 万円		
	令和6年・令和7年	3,000 万円		

中古住宅に関しては、令和3年までの制度では鉄筋コンクリート造などの耐火住宅は築25年、木造住宅などの非耐火住宅は築20年という適用条件に当てはまらなければ既存住宅売買瑕疵保険の付保証明書、または耐震基準適合証明書の提出が必要となっていました。

**昭和57年(1982年)以降の住宅**は

新耐震基準に適合するとして、上記のような証明書を取得する必要がなくなりました。

### 中古住宅

居住年	借入限度額	控除率	控除期間	
認定住宅等	令和4年~令和7年	3,000 万円	0.7%	10年
その他	令和4年~令和7年	2,000 万円	0.7%	10年



借入期間や床面積、贈与の有無、共有名義、連帯債務、連帯保証等条件によって受けれる、受けれないがありますので、事前に担当者にご相談いただくと助かります。

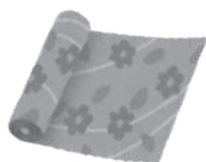


## 日本の税の歴史について

税相だよりでは毎回税に関する最新情報をお伝えしていますが  
今回は日本の税の歴史のご紹介です

◇ 日本の税のはじまりはいつ頃からでしょう？

現在、税の記述として残されている最古のものは中国の魏志倭人伝です。  
卑弥呼が治めていた邪馬台国では集めた税を納める建物や倉庫  
があったと書かれているそうです。  
収穫された穀物などの一部が税として集められていたのでしょう。



飛鳥時代になり701年に完成した大宝律令では租(稲の収穫  
の一部)・庸(都での労働又は布)・調(地方の特産物)などの  
税を納める仕組みが出来ました。  
庸と調は地方から都へ出向いたり運んだりしなければなら  
ないため大変な負担があったと言われています。



3世紀頃にはすでに税として物品を納めるという考えがあったのですね  
そして飛鳥時代には労働で納めると時代によって税の形は変化していきます

### 来所時のお願い

- ☆ マスクの着用をお願いします
- ☆ 手指の消毒をお願いします
- ☆ 体調の思わしくない時、同居ご家族が新型コロナウイルス感染、  
インフルエンザ感染している場合は来所前にご相談ください



新型コロナウイルス感染予防のためご協力お願いいたします

**税相だよりのバックナンバーはHPからいつでもご覧いただけます**